

甲府市農業委員会 7 月定例総会議事録

1. 日 時 令和 6 年 7 月 30 日（火） 午後 2 時 00 分

2. 会 場 甲府市南公民館

3. 出席委員（18 名）

会長：柿嶋 敦、職務代理者：山村 忠弘、米山 夫佐子

【農業委員】

1 番 森澤 良直 2 番 落合 洋子 3 番 土屋 三千雄 4 番 宮川 俊一
5 番 輿水 辰次 6 番 芦沢 喜嗣 7 番 小松 芳彦 9 番 亀井 智
10 番 關野 登 11 番 佐々木 茂隆 12 番 西名 武洋 13 番 渡邊 元二
14 番 野澤 洋子 15 番 長田 正実 16 番 菊島 建

4. 欠席委員

8 番 越石 和昭

5. 職務のために出席した農業委員会事務局職員の職氏名

事 務 局 長 山本 伸二
農地係 係 長 長澤 和利
係 長 中村 勝
振興係 係 長 窪田 光洋
主 任 田中 道仁

6. 議 案

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 3 号 令和 6 年 8 月告示分農用地利用集積計画の承認について
議案第 4 号 令和 6 年 8 月告示分農地中間管理権に係る農用地利用集積計画の承認について
議案第 5 号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について

報告案件

報告第 1 号 山梨県農業会議への諮問結果について
報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
報告第 3 号 農地法第 4 条の規定による届出について（市街化区域届出）
報告第 4 号 農地法第 5 条の規定による届出について（市街化区域届出）

午後2時00分 開会

○事務局（長澤係長）

本日の総会は、委員定数19名中18名のご出席を頂いておりますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により、本会議が成立していることを、ご報告いたします。

それでは、甲府市農業委員会総会会議規則第5条の2の規定により、会長が議長を務め、会議を整理することとなっております。

柿嶋会長よりお願いいたします。

○（柿嶋会長）

それでは、只今から、甲府市農業委員会7月定例総会を「農業委員会等に関する法律」並びに「甲府市農業委員会総会会議規則」により、会議を進めて参ります。

最初に、7月定例総会の議事録署名委員ですが、議席の順番により、今回は「7番の小松芳彦委員」と「9番の亀井智委員」のお2人をお願いいたします。

なお、今月の案件について、先ほど事務局と打ち合わせしたところ、すべての案件において「事前の質問はない」との報告を受けております。

それでは、まず議案第1号 農地法第3条による許可申請について審議いたします。
事務局より説明してください。

○事務局（中村係長）

農地係の中村でございます。よろしくお願いいたします。

農地法第3条につきましては、農地を耕作する目的で農地のまま、売買や、贈与により、所有権を移転するものであります。今月は、3件ございます。

議案書1ページの1番、地図は1ページの3条NO.1をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡し人、譲受け人につきましては、議案書記載のとおりであります。

申請地の〇面は〇〇及び〇〇、〇面、〇面、〇面は〇〇となっております。

譲受け人は、現在、〇〇に〇〇しておりますが、今後、〇〇に〇〇し、〇〇で就農を考えていたところ、申請地が〇〇されていたため、申請地を取得し、営農したいとのことでございます。

譲受け人は、今後、〇〇に通い、〇〇を〇〇する予定であり、申請地には、〇〇を栽培したいとのことであります。

続きまして、議案書2番、地図は2ページの3条NO.2をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡し人、譲受け人につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地の〇面、〇面、〇面は〇〇、〇面は〇〇となっております。

譲受け人は、〇〇の〇〇にあたり、現在、〇〇に〇〇しております。

もともと〇〇と〇〇の土地は、〇〇の農地であり、〇〇の〇〇名義の〇〇の〇〇でございました。

今回、〇〇のまま〇〇し、申請地の〇〇の土地は、〇〇により〇〇の〇〇にして、〇〇に転用いたしました。そして、今回、申請地の〇も、〇〇により、〇〇の〇〇にしたいとのことであり、この申請地の部分は、農地のまま利用する、とのことであります。

譲受け人の現在の経営面積は〇〇と〇〇で〇〇㎡であります、取得後は〇〇㎡となり、申請地には〇〇を栽培する計画であります。

続きまして、議案書3番、地図は3ページの3条NO.3をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲り渡し人、譲り受け人につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地の〇面、〇面は〇〇、〇面は〇〇、〇面は〇〇、〇面は〇〇となっております。

譲受け人は、今まで申請地を借りて、〇〇と〇〇に耕作しておりましたが、今回、譲渡し人から〇〇により、申請地を取得し、営農したいとのことであります。

申請地には、〇〇を栽培する計画であります。なお、申請地の〇側の〇〇につきましては、〇〇に、本農業委員会の許可を得て、〇〇から〇〇により、取得しております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○（柿嶋会長）

事務局からの説明が終わりました。

議案第1号について、事前にご意見等はいただいておりますが、特別何かありましたらお願いします。

《 意見無し 》

○（柿嶋会長）

それでは、ご意見等ないので、採決いたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、賛成の方は挙手をお願いします。

《 全員賛成 》

ありがとうございました。

全員の方の挙手をいただきましたので、議案第1号については決定し、許可書の交付をして参ります。

○（柿嶋会長）

続きまして、「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」審議いたします。なお、審議に先立ち、議案第2号のうち、No.4の案件につきましては、「○○委員」が関係する案件ですので、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定に基づく、議事参与の制限により、当該事案の審議の際には、一時退室をお願いいたします。また、審議終了後は、再度ご着席をお願いいたします。

それでは議案第2号のうち、No.4を除いた案件について、事務局より説明してください。

○事務局（中村係長）

よろしくお願いいたします。

農地法第5条につきましては、農地の所有者以外の方が、農地を取得、または借りて、農地を農地以外に転用するものであります。今月は、所有権移転が5件、賃貸借が2件、使用賃貸が2件の合計9件でございます。

それでは、4番を除く案件を、説明したいと思います。

議案書2ページの1番、地図は4ページの5条NO.1をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、賃貸人、賃借人につきましては、議案書記載のとおりであり、転用目的は○○でございます。

申請地の○面、○面は○○、○面は○○、○面は○○となっており、農地区分は、第○種農地と判断いたしました。

賃借人は、申請地の○側約○○mの場所で、○○を○○している方であります。

賃借人は、申請地を賃借して、○○の○○の○○として利用したいということですが、○○年ごろから、農地転用の許可の手続きを怠り、○○として使用してきたことから、今回、始末書添付による申請によって、是正するものでございます。

続きまして、議案書2番、地図は、5ページの5条NO.2をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡し人、譲受け人につきましては、議案書記載のとおりであり、転用目的は○○でございます。

申請地の○面は○○、○面は○○、○面は○○、○面は○○となっており、農地区分は、第○種農地と判断いたしました。

譲受け人は、現在の○○が、○○となり、○○ため、○○の○○の○○で、新たな○○を○○ところ、申請地が○○及び○○に○○いたことから、申請地と○側の○○を取得し、○○を○○したいとのことであります。

転用後は、○○する予定であります。

続きまして、議案書3番、地図は6ページの5条NO.3をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、貸し人、借り人につきましては、議案書記載のとおりであり、転用目的は〇〇でございます。

申請地の〇面、〇面は〇〇、〇面は〇〇、〇面は〇〇となっており、農地区分は、第〇種農地と判断いたしました。

借り人は、〇〇の〇〇であります。そして、土地所有者である貸し人は、その〇〇の〇〇の〇〇であります。

借り人である〇〇は、申請地を貸借して、〇〇の〇〇の〇〇に転用したいということですが、〇〇から、農地転用の許可の手続きを怠り、〇〇として〇〇してきたことから、これを是正する必要があるため、今回、始末書添付による申請となります。

続きまして、ひとつ飛びまして、議案書 3 ページの 5 番、地図もひとつ飛びまして、8 ページの 5 条 NO. 5 をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、貸し人、借り人につきましては、議案書記載のとおりであり、転用目的は〇〇でございます。

申請地の〇面、〇面は〇〇、〇面は〇〇、〇面は〇〇となっており、農地区分は、第〇種農地と判断いたしました。

借り人は、〇〇であります。〇〇は、現在、〇〇ですが、〇〇に伴い、〇〇となったことから、〇〇の土地を使用貸借し、〇〇を〇〇したいとのことであります。転用後は、〇〇を〇〇する予定であります。

続きまして、議案書 6 番、地図は 9 ページの 5 条 NO. 6 をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、賃貸人、賃借人につきましては、議案書記載のとおりであり、転用目的は、〇〇でございます。

申請地の〇面、〇面は〇〇、〇面は〇〇、〇面は〇〇及び〇〇となっており、農地区分は、第〇種農地、〇〇と判断いたしました。

賃借人は、〇〇おり、〇〇や〇〇、また〇〇で、〇〇を行っている〇〇ですが、〇〇により、現在使用している〇〇の〇〇となり、〇〇を賃借し、〇〇などの〇〇に転用したいとのことであります。

なお、〇〇は〇m未満におさえ、周辺の農地に影響を及ぼさないようにいたします。

続きまして、議案書 4 ページの 7 番、地図は 10 ページの 5 条 NO. 7 をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、賃貸人、賃借人につきましては、議案書記載のとおりであり、転用目的は〇〇でございます。

申請地の周辺は、〇〇及び〇〇などの〇〇となっており、農地区分は、第〇種農地と判断いたしました。

賃借人は、〇〇や、〇〇を〇〇している〇〇であります。今回、申請地を賃借し、〇〇や〇〇などの〇〇として、〇〇したいとのことでありますが、〇〇から、農地転用の許可の手続きを怠り、〇〇として使用してきたことから、今回、始末書添付による申請によって、是正するものであります。

続きまして、議案書 8 番、地図は 1 1 ページの 5 条 NO. 8、NO. 9 をご覧ください。地図は、下の方の NO. 8 が本案件になります。

申請地の所在、地目、面積、譲渡し人、譲受け人につきましては、議案書記載のとおりであり、転用目的は〇〇でございます。

申請地の〇面は〇〇、〇面、〇面は〇〇、〇面は〇〇となっており、農地区分は、第〇種農地と判断いたしました。

譲受け人は、〇〇で〇〇を行っている〇〇であります。

譲受け人は、申請地の〇側に〇〇があり、現在、その〇〇を〇〇に〇〇おり、〇〇は〇〇として〇〇しております。今回、その〇〇から、〇〇ことから、譲受け人が、申請地を取得し、〇〇に転用して、その〇〇に〇〇したいとのことであります。〇〇は、〇〇とし、〇〇は碎石で仕上げ、雨水は浸透処理とする予定でございます。

続きまして、議案書 9 番、地図は、今見ていただいている上の方の NO. 9 をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡し人、譲受け人につきましては、議案書記載のとおりであり、転用目的は〇〇でございます。

申請地の〇面は譲受け人の〇〇、〇面、〇面、〇面は〇〇となっており、農地区分は、第〇種農地と判断いたしました。

譲受け人は、〇〇などを行っている〇〇であります。

譲受け人は、〇〇の〇〇に、申請地の〇〇に〇〇及び〇〇するため、本農業委員会の転用許可を得ました。その〇〇は〇〇であります。今回、〇〇とことから、申請地を取得し、〇〇に転用したいとのことであります。

なお、〇〇は碎石で仕上げるとともに、浸透枡を数か所設置し、雨水は浸透処理とする計画であります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○（柿嶋会長）

事務局からの説明が終わりました。

議案第 2 号についても事前にご意見等は、いただいておりますが、特別、何かありましたらお願いいたします。

《 意見無し 》

ご意見もないようですので、採決をいたします。

議案第 2 号 農地法第 5 条による許可申請のうち、No. 4 を除いた案件について、賛成の方は挙手をお願いします。

《 全員賛成 》

ありがとうございます。

全員の方の賛成をいただきましたので、議案第2号については、決定いたします。

それでは、農地法第5条の規定による許可申請について、No.4の案件について審議いたしますので、「〇〇委員」は退室をお願いします。

【〇〇委員退室】

それでは、農地法第5条の規定による許可申請について、No.4の案件について、事務局より説明して下さい。

○事務局（中村係長）

それでは、4番の案件を説明いたします。申し訳ありませんが、議案書、地図とも戻っていただいて、議案書2ページの4番、4番は3ページにまたがります。

地図は7ページの5条NO. 4をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡し人2名、譲受け人につきましては、議案書記載のとおりであり、転用目的は、〇〇でございます。

申請地の〇面は〇〇及び〇〇、〇面は〇〇、〇面、〇面は〇〇となっており、農地区分は、第〇種農地と判断いたしました。

譲受人は、申請地〇側で、〇〇を行っている〇〇であります。〇〇に伴い、〇〇したため、〇〇ことから、〇〇した申請地を取得し、〇〇及び〇〇に転用したいとのことであります。

〇〇には、〇〇や、〇〇、また、〇〇予定であります。なお、〇〇は砕石で仕上げ、雨水は浸透処理とする計画であります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○（柿嶋会長）

事務局からの説明が終わりました。

本案件について、事前にご意見等はいただいておりますが、特別何かありましたらお願いします。

《 意見無し 》

それでは、ご意見等ないので、採決をいたします。

議案第2号のうち、No.4の案件について、賛成の方は挙手をお願いします。

《 全員賛成 》

ありがとうございました。

全員の方の挙手をいただきましたので、議案第2号のうち、No.4の案件については決定いたします

なお、議案第3号のうち、1000㎡以上の案件については、許可相当とし、山梨県農業会議に諮問して参ります。それ以外の案件については、1000㎡未満ですので許可書の交付をして参ります。

それでは、「〇〇委員」は入室してください。

【〇〇委員入室】

○（柿嶋会長）

続きまして、報告事項のうち、「報告第1号」から「報告第4号」について、一括して事務局より説明して下さい。

○事務局（中村係長）

それでは、報告事項の説明をいたします。

議案書5ページは、先月の総会案件のうち、農地法第5条の申請について、山梨県農業会議へ諮問をした結果、許可相当との答申を受けました。

議案書6ページから16ページまでは、6月10日から7月8日までに受理しました、相続等の3条の届出や、市街化区域における農地法4条及び5条の届出を掲載しております。

なお、それぞれの転用目的や農地の所在、届出人等につきましては、議案書に記載のとおりであり、受理通知につきましては、事務局長の専決により交付済みとなっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○（柿嶋会長）

事務局からの説明が終わりました。

「報告第1号」から「報告第4号」につきましては、報告事項ですので、ご了承承願います。

○（柿嶋会長）

次に、議案第3号「令和6年8月告示分 農用地利用集積計画について」、議案第4号「令和6年8月告示分農地中間管理権に係る農用地利用集積計画」、議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画（案）」及び報告第5号「農用地利用集積計画の解約について」は、それぞれ関連がありますので、一括して審議いたします。

なお、議案第3号のうち、議案書23ページの4番、利用権賃借につきましては、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定に基づく、議事参与の制限により、○

○委員が関係する案件となりますので、採決の際、○○委員につきましては、一時退室をお願いいたします。

それでは、事務局より説明して下さい。

○事務局（窪田係長）

振興系の窪田です。よろしくお願いいたします。

議案第3号は、旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地の所有権移転や利用権設定を行うための農用地利用集積計画についてです。

議案第4号は、貸し手から農地中間管理機構へ農地中間管理権を設定するための農用地利用集積計画について、議案第5号は、農地中間管理機構に集積された農用地を耕作者に転貸するための農用地利用集積等促進計画について、となっております。

旧農業経営基盤強化促進法を利用する案件は、所有権移転1件、新規設定6件、再設定2件、計9件の申し出がありました。

農地中間管理事業を利用する案件は、新規設定1件の申し出がありました。

議案書17ページの表をご覧ください。所有権移転です。○○地区からの申出がありまして、面積は○○㎡です。

議案書19ページの表は、新規設定となります。

○○・○○・○○・○○地区からの申し出があり、合計面積は10,103㎡です。

中段の表、令和6年度の目標面積118,600㎡に対し、設定面積は78,306㎡、達成率は66%です。このうち農地中間管理事業による設定面積は○○㎡です。

続いて20ページの表は、こちらは再設定です。

○○・○○地区からの申し出がありまして、合計面積は○○㎡です。

中段の表、令和6年度の目標面積389,400㎡に対し、設定面積は52,480㎡、達成率は13%です。

21ページ1番から24ページ6番は新規設定です。

24ページの7番から25ページ8番は再設定の更新です。

26ページの1番は農地中間管理事業による貸し手から農地中間管理機構への新規設定です。

27ページの1番は、農地中間管理機構から耕作者への農用地の転貸です。

補足説明が必要となる、所有権移転、新規就農者、法人の新規参入の案件を読み上げさせていただきます。また、23ページ4番は、委員案件となっておりますので、後ほど審議をお願いします。

まず所有権移転の案件を説明します。18ページ1番をご覧ください。

譲受人は、○○在住の○○歳で年間に○○日間、農業に従事しております。今回取得する農地は、譲受人の所有する農地が○○して○○に○○されるため、○○として農地を取得するものです。土地の○○に係る○○は、○○となります。利用目的は、○○の栽培です。

農林水産省より、過去に「公共事業により買収された農地等の代替として同等の面積の農地等の権利取得をすることについては、農地法第3条の下限面積を満たさない場合であっても取得可能となるよう、農用地利用集積計画を作成、公告ができる」旨の通知がありました。旧農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画を作成し、所有権移転を行う場合においては、甲府市独自に認定農業者の要件を設定し運用しております。譲受人は認定農業者ではなく、現在は農地法第3条の下限面積要件は廃止されているため、通常は農地法第3条の許可申請を行うこととなりますが、農林水産省からの通知の趣旨を踏まえ、今回の案件は、公共事業により買収された農地の代替として、同等の面積の農地の権利取得をするものであり、耕作に供すべき農用地のすべてを効率的に利用しておりますので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項による買手の要件を満たすと判断されます。

続いて、新規就農者の案件を説明します。21 ページ 1 番をご覧ください。借り手は、〇〇にお住まいの〇〇歳で、新規就農者です。〇〇年から〇年にかけて、〇〇で〇〇栽培の技術や知識を習得し、その後、〇〇の農家で研修を受けました。〇〇は〇〇の〇〇から〇〇予定です。当該農地では〇〇を栽培する予定です。生産した農産物は、〇〇や〇〇への〇〇を行うとのことです。年間〇〇日農業に従事する予定であり、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項による要件を満たしております。

続いて新規参入法人の案件を説明します。

26 ページ 1 番と 27 ページ 1 番をご覧ください。26 ページ 1 番は、農地中間管理事業による貸し手から農地中間管理機構への貸付で、27 ページ 1 番は、農地中間管理機構から耕作者への農用地の転貸です。

借り手は、〇〇年〇月に〇〇した〇〇で、〇〇は〇〇の〇〇や〇〇の〇〇です。現在、〇〇で〇〇㎡耕作しており、今回、〇〇の〇〇を〇〇ことになりました。申出地では、〇〇及び〇〇を栽培する予定です。〇〇の〇〇が〇〇収入で、総議決権の過半が農業関係者であり、役員の1名以上が農業に常時従事していることから、農地所有適格法人となり、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項による要件を満たしております。

その他につきましては、議案書記載のとおりとなります。

貸し手、借り手、所在、地目、面積、利用目的、貸借期間については、議案書記載のとおりです。耕作に供すべき農用地のすべてを効率的に利用し、耕作に必要な農業に常時従事しているなど、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項による要件を満たしております。

引き続き、農用地利用集積計画の解約の報告です。議案書の28 ページをご覧ください。

今月は2件の解約となります。解約の内容、理由は、記載のとおりです。

解約の届けが提出されましたのでご報告いたします。説明は以上となります。

○（柿嶋会長）

事務局からの説明が終わりました。

それでは、ここで、「議案第3号」、議案書18ページの1番、所有権移転の案件につきまして、大里地区の菊島委員より補足説明をお願いします。

○（菊島委員）

菊島です。この案件は、先ほど事務局から説明がありましたとおり、〇〇の〇〇に入りまして、〇〇より〇側ですが、〇が移ったのは〇〇より〇側になりますが、思うように〇〇が叶わず、そこへ移ることを承諾したようです。何ら問題がないと思いますのでよろしくお願いします。

○（柿嶋会長）

ありがとうございました。

続きまして、議案書21ページの1番、利用権貸借の新規参入の案件について、相川地区の山村委員より補足説明をお願いします。

○（山村委員）

それでは、21ページの1番の案件は、〇〇地区ですので、私から説明いたします。

事務局の説明と重複いたしますが、補足説明させていただきます。

まず、借り請け人ではありますが、〇〇を〇〇し、〇〇において、〇〇、〇〇月間〇〇を〇〇いたしまして、終了した後も自分の勉強のために、〇〇や〇〇、〇〇において〇〇の栽培方法について勉強をしたようです。知識も得られたので、自分でやってみようと、地域の農地を探していたところ、〇〇を耕作している地権者が居まして、〇〇したところ、即、了解が得られ、申請をいたしました。また、借り受け者は、この農地全体に〇〇等を〇〇、これを〇〇、〇〇などに〇〇、〇〇や〇〇、〇〇ということで、〇〇について〇〇ののではないかと、との話をしたところ、〇〇や〇〇、また〇〇とのことでした。また、現在、〇〇が、当面〇〇、将来は〇〇、〇〇を〇〇し、また〇〇、〇〇いこうとしております。〇〇地区に〇〇して、〇〇地区で〇〇を〇〇するという方は、ほとんどなく、もしかすると地区では、初めてではないかと思えます。〇〇歳の〇〇でありますので、地域、農業委員、最適化推進委員、地権者につきましても、全面的にバックアップして行こう、と考えております。よろしくお願いいたします。以上でございます。

○（柿嶋会長）

ありがとうございました。

一点確認ですが、認定新規就農であれば、補助金が申請できると思いますので、もし、知らないようでしたら、情報提供をしてあげてください。

○（山村委員）

分かりました。

○（柿嶋会長）

ありがとうございました。

引き続き、議案書 26 ページ及び 27 ページの案件につきまして、上曽根地区の芦沢委員より、一括して補足説明をお願いします。

○（芦沢委員）

はい。芦沢です。この案件は、〇〇へ貸し付けする案件で、場所的には「〇〇」を〇〇側になりますが、詳細につきましては、事務局説明のとおりであります。よろしくをお願いします。

○（柿嶋会長）

ありがとうございました。

確認ですが、この〇〇は初めての申請ですか。分かれば教えてください。

○事務局（窪田係長）

〇〇で農地を借りており、〇〇では初めての申請です。

○（柿嶋会長）

分かりました。ありがとうございます。

それではここで、〇〇委員は一時、退室をお願いいたします。

<〇〇委員 退室>

それでは、事務局及び地元委員からの説明が終わりました。

こちらでも事前にご質問の報告は受けておりませんが、特別、何かありましたらお願いします。

《 意見なし 》

ご意見等ないようですので、採決をいたします。

議案第 3 号「令和 6 年 8 月告示分 農用地利用集積計画について」、議案第 4 号「令和 6 年 8 月告示分農地中間管理権に係る農用地利用集積計画」、議案第 5 号「農地中間管理事業の推進に関する法律に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画（案）」について、賛成の方は挙手をお願いします。

《 全員賛成 》

賛成多数ですので、議案第3号～議案第5号につきましては、決定して参ります。
なお、「報告第5号」につきましては、報告事項ですので、ご了承願いたいと思います。それでは、〇〇委員は入室してください。

<〇〇委員 入室>

○（柿嶋会長）

特に無ければ、以上で、予定している案件は、全て終了しましたが、他に何かありましたらお願いします。

《 意見なし 》

なければ、以上をもちまして、7月定例総会を終了いたします。
ご協力ありがとうございました。

午後3時00分 閉会